

## 労働法に関するQ & A (92)

ここが知りたい

# 新労働法

第124回

PT.Fuji Staff Indonesia

労働問題等相談室

派遣社員の使用

Q 1 . 派遣社員の使用に関して、下記の内容の  
通達が、ブカシ県知事から出されました。この通  
達は回状 ( Surat\_Edaran ) となっているのですが、  
法的な拘束力があるものなのでしょうか。弊社  
もブカシにあり、組合は金属労協です。どのよう  
に対処すればよいのか、早急にご教授ください。

\_\_ ブカシ県知事からの回状 ( 2008年 8 月25日 )

1) アウトソーシング(業務の一部委託)は以下の事業においてのみ許されている。

a. クリーニングサービス b. ケータリングサービス c. セキュリティサービス d. 石油ガス事業における補助的業務 e. 通勤車両サービス

2) 上記第1項のaからe以外の業務にアウトソーシング会社の労働者を使用した場合、その労働者は業務委託会社の労働者となる。

3) 主要業務または生産工程に直接関係する業務においては、会社は正社員のみを使用すること

4) 第2項の労使関係のステータスについては、地方労働事務所(Disnaker)の監査担当官が決定する。

5) 第1項と第2項に外れる事態があれば、労働者あるいは組合は地方労働事務所に訴えることができる。

6) もし、上記の違法行為に関する報告があっ

た場合、監査担当官は確認しなければならない。

7) 業務委託会社と派遣会社は、第1項に適合しない契約を結んではならない。

A. 県知事が出した通達にしては内容がお粗末過ぎますね。ご存知だと思いますが、8月の中旬に、金属労協のメンバー数十名がブカシ県庁前において座り込みを行っており、その圧力に負けて仕方なく発行された文書だと思われます。内容は、金属労協の主張/要求に沿ったもので、法令を無視した内容です。

まず回状の法的拘束力についてですが、回状というのは、本来、役所内の連絡文書であり法的な拘束力はありません。従って、この回状は企業経営者宛てとなっておりますが、貴社を初めとする各企業に対する指示書/警告書ではありません。

むしろ、懸念されるべきは県労働局/地方労働事務所(Disnaker)に対する影響力です。そこで、労使紛争の解決に当る斡旋担当官の一人にこの回状に関する感想と今後の対応について尋ねてみましたところ、以

下の回答でした。

「我々は法令に従って判断し裁定を下すので、この  
回状に影響されることはない。アウトソーシング問題  
で困っている企業があれば、早急に相談して欲しい。

また、派遣社員の使用とアウトソーシングは同一の問  
題だと解釈しているので、大臣決定2004 年第220 号  
第6条は派遣社員の使用においても有効である」

つまり、主要業務と補助的業務については各企業で  
分類し、プカシ労働局に報告すればよいということ  
です。そこで、貴社が早急に採るべき対策は以下の通り  
です。

1) 業務実施工程活動フローを作成し、作業工程を  
主要業務と補助的業務に分けてみる。

2) それをプカシ労働事務所に届け出る（同時に紛  
争となった時の対応をお願いしておくべきです）。

3) 必要であれば、社内で派遣社員の異動を行う。

4) 組合から問題の指摘があった場合は、労働事務  
所に届け出た工程表を見せて説明する。

大臣決定2004 年第220 号第6 条第2 項と第3 項

2 . 業務請負会社に業務実施の一部を委託する業務

委託会社は、業務実施工程活動フローを作成する義務を負う。

3 . 上記第2項に述べる業務実施工程活動フローに

基づき、業務委託会社は主要業務および上記第1項に

基づく補助的業務の種類を定め、当該地域を管轄する

労働分野において責任を負う機関に報告するものとする。

参考：主要業務と補助的業務の分類基準について

ご存じの通り、法令の中で主要業務と補助的業務の

定義は不明確です。しかし、だから勝手に決めてよい

というものでもありません。そこで、労働省本省

kasubag\_Hukum\_dan\_Organisasi のMr.\_Reytman\_Aruan

が、法律2003 年第13 号第66 条の解説において述べ

てくれている下記の定義が参考になると思います。

1 . Michael\_F.Corbett(Chandra\_Suwondo)は、ある

業務の部分がコアビジネスに含まれるかそうでないか

を決定する1つの方法、すなわち3つの質問による方法を提案した。コアビジネスとなるそれぞれの部分は、下記の質問の全てに対して“イエス”と答えるはずである。

a. 本日から開始する場合、私たちの会社はこの活動を社内的に行うことが可能であるか？”

b.他の会社は、この活動を行うために私たちの会社を借りる/用いるだろうか？

c.将来においてこの活動を行うエリア(部門)から最高経営責任者(CEO)は出るだろうか？

2. Eko\_Indrajat およびDjokopronoto)の意見は、下記の通りである。

その会社の主な成果は何か？この主な成果を生み出す最終的なメインのプロセスを“コアビジネス”と呼ぶ。

1) 自動車を製造する会社を例に挙げる。会社の主な成果は自動車である。(完全で不備のない、組み立て済みの)自動車製造の主要プロセスとは、‘テストの実施’を含めた自動車の組み立て”(Assembling)

である。

従ってこれがコアビジネスとなる。一方、その他のプロセスあるいは活動はコアビジネスではない。これらの活動とは例えば、( a ) スペアパーツの製造 ( b ) 部品の組み立て ( c ) スペアパーツの運搬 ( d ) 倉庫管理 ( e ) 営業活動 ( f ) 従業員/労働者のための食事サービス ( g ) 設備と機械のメンテナンスが含まれる。

2 ) もう1つの例として石油ガス会社を挙げる。会社のメインの成果とは、原油、ガス、石油 / ガスからの燃料、およびその他の石油 / ガス製品である。

会社の主要なプロセスとは、( 1 ) 石油ガスを探すこと ( 調査Exploration ) ( 2 ) 石油ガスの生産 ( Exploitation ) ( 3 ) 石油ガスの精製 ( Refining ) ( 4 ) 石油ガスの販売 ( Sales\_ &\_Marketing ) である。

一方、コアビジネスに含まれないその他のプロセスとは例えば、( 1 ) 石油ガスの輸送 ( 2 ) インフラの整備 ( 3 ) 設備と建物のメンテナンス ( 4 ) 油井の掘削 ( 5 ) 油井のメンテナンス ( 6 ) 設備、材料および

スペアパーツの購入（ 7 ） キャンプ、住宅、ランドス

ケープのメンテナンス（ 8 ） 従業員 / 労働者の子供の

教育の運営（ 9 ） 従業員 / 労働者の交通機関の運営

（ 10 ） 労働者 / 従業員用の住宅の提供がある。 \_

内容に関するご質問やご意見、また取り上げてほしいトピックなどありましたら、NNAまでお寄せください。

ファクス : 62-21-520-1424

e-mail : sales@nna.co.id